

令和5年度 佐渡中等教育学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 成長期にある生徒の可能性を伸ばし、学校生活の充実を図る。
- (2) 協力して行う活動等とおし、人間として望ましい資質を培う。
- (3) 心身を鍛え、技術を身に付けていく中で、向上心を養い、達成感を感じさせる。

2. 基本方針

- (1) 学業に支障のない範囲での活動とする。
- (2) 入部は希望制とする。

3. 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動について

陸上競技、バスケットボール、卓球（前期）、バレーボール（女子）、総合文化、吹奏楽、
駅伝（前期特設）、グローカルアクト探究部（特設）

- (2) 活動日と時間

① 活動日

平日の活動は、週3日を上限とする。週休日は、土日のどちらかのみ活動可とする。

長期休業中の活動は、週4日を上限とする。ただし、大会前は校長が認めた場合に活動が可能となる。

② 活動可能時間

<前期課程>

春季～秋季期間 16:00～18:00 18:10 下校完了 冬季期間 16:00～17:30 17:40 下校完了

<後期課程>

通年 16:20～18:00 18:10 下校完了

<休日>

原則として 9:00～16:00 の内の3時間程度とする。（練習試合や大会等は除く）

<長期休業中>

上記休日の活動と同様とする。

③ その他

- ・ 考査前学習強調週間（定期考査1週間前（土日含む））は部活動を行わない。
- ・ 「大会前の活動時間延長」及び「考査前学習強調週間の部活動実施」については、上位大会につながる大会前に限り、校長が認めた場合に活動が可能になる。
- ・ 休養日は、別紙「年間活動計画」による。

- (3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 後期課程は、高体連・高文連の主催、共催、後援の大会とする。
- ② 前期課程は、中体連・市教育委員会的主催、共催、後援の大会とする。
- ③ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）

4. 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

- (2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。